

# 「職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則」の概要

## 1 改正の背景・理由

国が行う技能検定実技試験手数料の減免措置の対象が、これまでの2級又は3級の実技試験を受検する25歳未満の雇用保険被保険者から、3級の実技試験を受検する23歳未満の受検者に変更されることに伴い、職業能力開発促進法施行条例施行規則について所要の改正を行う。

## 2 改正の内容

(改正前)

対象者	減免額	実技試験手数料 (減免後)
① 3級を受検する25歳未満の在校生等 <sup>注1</sup> かつ雇用保険被保険者 <sup>注2</sup>	15,100円	3,100円
② 2級又は3級を受検する25歳未満の雇用保険被保険者 <sup>注2</sup> (①を除く)	9,000円	9,200円
③ 3級を受検する在校生等 <sup>注1</sup> (①を除く)	6,100円	12,100円
④ その他の者	-	18,200円

(改正後)

対象者	減免額	実技試験手数料 (減免後)
① 3級を受検する23歳未満の在校生等 <sup>注1</sup> かつ雇用保険被保険者 <sup>注2</sup>	15,100円	3,100円
② 3級を受検する23歳未満の雇用保険被保険者 <sup>注2</sup> (①を除く)	9,000円	9,200円
③ 3級を受検する23歳未満の在校生等 <sup>注1</sup> (①を除く)	10,600円	7,600円
④ 3級を受検する在校生等 <sup>注1</sup> (①、③を除く)	6,100円	12,100円
⑤ 3級を受検する23歳未満の者 (①、②、③を除く)	4,500円	13,700円
⑥ その他の者	-	18,200円

※ 「改正前①②」及び「改正後①②③⑤」については、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者を除く。

(注1) 在校生等

職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、障害者職業能力開発校若しくは職業能力開発総合大学校の訓練生（短期間の訓練課程の訓練を受けるもの及び事業主に雇用されるものを除く。）又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学、高等専門学校、専修学校その他これらに準ずる教育施設の生徒若しくは学生

(注2) 雇用保険被保険者

技能検定の受検申請時に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者である者

## 3 施行期日

令和6年4月1日（令和6年度前期技能検定から適用）